

別 紙

答申第16号

答 申

第1 審査会の結論

山形県知事が一部開示決定を行った時点における判断は不相当とまでは言い切れないが、現時点においては開示すべきである。

第2 異議申立てに至る経緯

1 異議申立人は、平成18年2月21日、山形県情報公開条例（平成9年12月県条例第58号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定により、山形県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「公正取引委員会から知事あて平成16年12月3日付け『報告依頼書』（鋼橋上部工の発注状況に関して）」、「これに対する知事の『報告書』及び添付書類の控え一式（ただし、添付書類のうち法律及び施行令、政令、通知、規則、要綱、要領及びそれらの法規に基づく書類等の法規に類する文書資料は除く。）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関は、本件開示請求に対応する公文書として、土木部建設企画課が保有する、「公正取引委員会事務総局からの報告依頼に伴う調査について（依頼）」及び「公正取引委員会事務総局からの報告依頼に対する回答について」（以下「本件公文書」という。）を特定したうえで、以下に掲げる「（1）開示をしない部分」を除いて公文書を開示する旨の決定（以下「本件処分」という。）を行い、「（2）開示をしない理由」を付して、平成18年3月24日付け建企第573号公文書一部開示決定通知書により、同日、異議申立人に通知した。

(1) 開示をしない部分

「公正取引委員会事務総局からの報告依頼に伴う調査について（依頼）」

ア 土木部内各課、各総合支庁建設部、農林水産部農村計画課及び森林課並びに企業局（以下「各発注機関」という。）への調査依頼文案中、対象工事及び対象年度に係る部分

イ 各発注機関への調査依頼に係る補足事項中、調査対象に係る部分

ウ 調査対象となる工事の一覧

- エ 各発注機関から報告された調査内容
- オ 報告書作成上の留意事項
- カ 報告書の記書き記載の事項

「公正取引委員会事務総局からの報告依頼に対する回答について」のうち、報告書の記書き記載の事項

(2) 開示をしない理由

条例第6条第1項第7号に該当

開示することにより、公正取引委員会との適正な協力関係又は信頼関係を損なうおそれがあるため。

- 3 異議申立人は、本件処分を不服として、平成18年4月25日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し、本件処分の取消しを求める異議申立てを行った。
- 4 平成18年6月6日、実施機関は、条例第11条の規定により、山形県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対して、当該異議申立てに係る諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び口頭意見陳述において主張している異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

- (1) 本件開示請求の対象となる公文書は、日本道路公団及び関東、東北、北陸の各地方整備局が発注した鋼橋工事について談合の疑いがあるとして、公正取引委員会が都道府県知事に対して通知した調査依頼文書と、その回答に関する書類である。
- (2) 本件処分によって不開示とされた情報のほとんどは、本来、県民に対して公開されている、またはされるべき情報であり、それが公正取引委員会から依頼された調査対象の情報となったとしても、それをもって不開示対象となる理由は全くない。
- (3) 公正取引委員会における談合の事件調査についても、既に排除勧告が出され、課徴金納付命令も発せられており、この不開示とされた情報が仮に開示されたとしても、この

事件に関する公正取引委員会の今後の業務遂行に対する支障は、現実問題としても考えられない。

(4) 本件処分で不開示とされた情報は、本来開示されるべき情報であるから、この情報が仮に開示され、事件の被疑関係者が知り得ることとなったとしても、「開示されることにより損なわれる利益」という視点で考えても、誰かに実害を及ぼすことは想定できない。

(5) 今回、公正取引委員会から調査依頼を受けた自治体は山形県ばかりではない。公正取引委員会より依頼を受けた他の県や政令市に対しても開示請求が行われ、山形県が不開示とした情報については、そもそも開示できる情報であるとしてすべての文書が開示されているところもある。

こうした状況から見て、山形県においても、当該情報を開示することによる不利益は本来想定できない。

(6) 実施機関の不開示の理由が、「公正取引委員会との信頼関係を損なうおそれがあるため」としているが、情報公開制度が県政と県民との信頼関係を形成する基礎になるものであると考えた場合、県はその利益を比較考量した結果として公正取引委員会との信頼関係を重視し、県民との信頼関係を低く見た、と言わざるを得ない。そのようなことではなく、県が独自に、県民に対する説明責任を果たす観点で、開示の判断をすべきである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が、理由説明書及び口頭意見陳述において主張している本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

1 公正取引委員会との関係について

公正取引委員会は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）を運用するために設置された国の機関である。公正取引委員会と県との関係については、談合情報を情報交換したり、独占禁止法の運用について講師の派遣を依頼したり、県として緊密に連携を図るべき非常に重要な機関である。

2 本件公文書について

「公正取引委員会事務総局からの報告依頼に伴う調査について（依頼）」は、平成16年12月3日付け公審第497号による公正取引委員会事務総局審査局長名の報告依頼を踏まえ、県が各発注機関に対して照会を行った際に作成した公文書である。

また、「公正取引委員会事務総局からの報告依頼に対する回答について」は、公正取引委員会事務総局審査局長に対して報告を行った際に作成した公文書である。

3 不開示情報（条例第6条第1項第7号）の該当性について

条例第6条第1項第7号では、「実施機関が保有する国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「国等」という。）に関する情報又は国等からの協議、依頼等により実施機関が作成し、若しくは取得した情報であつて、開示をすることにより、国等との適正な協力関係又は信頼関係を損なうおそれがあるもの」について、不開示情報であると定めており、本件処分により不開示とされた公文書の内容については、次の理由を総合的に勘案した結果、すべて条例第6条第1項第7号に該当すると判断したものである。

- (1) 当該被疑事件については、公正取引委員会からの排除勧告が出されてはいるが、刑事事件としても立件が進められており、未だ審判中である。
- (2) 本件処分で不開示とされた情報が開示され、公正取引委員会がどのような視点から談合の事実を明らかにするのか、その調査内容や手法を事件の被疑関係者が知り得ることとなってしまうと、公正取引委員会の事務・事業の執行や意思形成への支障が生じるおそれがあり、開示される利益よりも開示されることにより損なわれる利益が上回ると考えられる。

第5 審査会の判断

1 本件開示請求に係る文書について

本件開示請求に係る文書は、平成16年12月3日付け公正取引委員会事務総局審査局長名で山形県知事あてに出された、鋼橋の製造・工事業者らに対する独占禁止法の規定に基づく事件調査のための報告依頼書、依頼を受けて各発注機関に対する照会のために作成された公文書、並びに県の各発注機関からの回答を集計し公正取引委員会へ提出された調査報告書である。

2 本件公文書について

本件公文書は、次の2件の文書で構成される。

平成16年12月 8日付け「公正取引委員会事務総局からの報告依頼に伴う調査について（依頼）」

平成12年12月27日付け「公正取引委員会事務総局からの報告依頼に対する回答について」

このうち は、公正取引委員会事務総局から届いた報告依頼文書を受け取った土木

部建設企画課が、各発注機関に対して照会を行った際に作成された文書で、以下の公文書が含まれている。

ア 各発注機関への調査依頼文

イ 調査依頼に係る補足事項

ウ 県で作成した、当該調査対象となる工事の一覧表

エ 平成16年12月3日付け公正取引委員会事務総局審査局長名の報告依頼書
(添付されている「報告書様式」及び「報告書作成上の留意事項」を含む。)

また、 は、土木部建設企画課が、各発注機関から提出された調査報告書(公正取引委員会事務総局からの報告依頼の様式に記載したもの)をとりまとめ、山形県として公正取引委員会事務総局へ提出する回答を起案した文書一式であり、以下の公文書が含まれている。

オ 調査報告書

カ 各発注機関から土木部建設企画課に「オ」が提出される際に添えられた添書(かがみ)

3 条例第6条第1項第7号該当性について

口頭意見陳述において実施機関より、本件処分はあくまでも条例第6条第1項第7号に該当することのみを理由としている旨の説明があったことから、本審査会においては、本件処分により不開示とされた公文書について、実施機関が主張する、「開示することにより県と公正取引委員会との適正な協力関係又は信頼関係が損なわれるおそれがある」かどうか、この一点に絞って審理を行うこととし、本件処分に係る公文書の全てについてインカメラ審理を実施、不開示とされた情報の条例第6条第1項第7号の該当性について検討を行った。

なお、2の本件公文書 及び を構成する「ア」から「カ」の文書のうち、「カ」については全部開示されていることから、これ以外の不開示部分を含む「ア」から「オ」について検討した。

(1) 県と公正取引委員会との関係について

公正取引委員会は、独占禁止法を運用するために設置された機関で、省庁の指揮監督を受けることなく独立して職務を行う機関である。自由経済社会における公正で自由な競争を確保するために、独占禁止法のほか、不当景品類及び不当表示防止法や下請代金支払遅延等防止法に違反する業者を排除する活動をしている。県にとっては、特に工事等の入札に対する談合情報の有無や適切な請負関係の監督について日頃から情報交換を行うなど、緊密な連携を図っている非常に重要な機関である。

(2) 本件処分を行った時点における不開示の判断の妥当性について

第5の2の の公文書のうち「ウ」は、公正取引委員会からの依頼を受けて県が資料として作成した、調査対象となる工事の一覧表であり、それ以外の「ア」、「イ」及び「エ」については、公正取引委員会の事件の調査内容や手法に関する部分である。第5の2の の調査報告書のうち「オ」についても、同様である。

公正取引委員会の事件の調査内容や手法に関する部分を含むこれらの文書を開示することについては、次の点について考慮する必要がある。

- ・ 談合の実態を明らかにするためには、公正取引委員会の調査に協力し、密接に連携することは必要不可欠であり、そのような観点から県と国等の信頼関係を保つ必要性があること。
- ・ 調査手法を明らかにすることは将来的にも談合摘発の障害となるおそれは十分に考えられるが、今回の公正取引委員会からの調査依頼の内容は、入札結果などすでに明らかになっている情報であること。
- ・ 調査対象となった工事の入札業者には、課徴金納付命令を受けた45社のうち、いくつかの社の名前が見受けられるが、どのような業者がどのような工事に参加しようとしているのかということについては、入札の透明性を図る観点からも積極的に公表すべきことであり、県としても従来から公表しているものであること。

さて、実施機関の主張によれば、2月21日の異議申立人からの開示請求を受けて本件公文書の開示に関し公正取引委員会とも連絡を取りながら、公正取引委員会とのこれまでの協力関係等も考慮したうえで3月24日に本件処分を行ったものである。

本審査会においてこれらの経緯を踏まえて検討した結果、3月24日の時点では、マスコミ報道等により談合事件に係わったとされる企業名は既に明らかにされていたものの、公正取引委員会による課徴金納付命令はまだ出されておらず、また、これらの企業45社のうち5社については事件を否認し同意審決を受けていないことから、公正取引委員会の審査も完全に終了した状態であるとは言い切れない。このような状況の中で本件公文書を開示することは、今後の県と公正取引委員会との適正な協力関係又は信頼関係が損なわれるおそれがあるという実施機関の判断に対して、不適當とまでは言い切れず、本件処分で不開示とされた情報については、条例第6条第1項第7号に該当すると考えられる。

(3) その後の調査の進展による影響について

実施機関が本件処分を行った3月24日からわずか3日後の3月27日、談合事件に係わったとされる企業45社のうち、当初容疑を否認していた5社を除く40社に対して公正取引委員会より課徴金納付命令が発せられていることを考えると、

事実上、公正取引委員会による審査はこの3月27日の時点で終了しているとの考え方もあり得る。すると、公正取引委員会が当該課徴金納付命令を発する予定を実施機関が知らなかったことにより、3月24日に行われた本件処分に係る実施機関の判断は不相当とまでは言い切れないとしても、異議申立てがなされた4月25日の時点では公正取引委員会の審査が終了していたとも考えられることから、異議申立てを受けてから本件処分を変更し、全部開示したとしても、将来的に県と公正取引委員会との適正な協力関係又は信頼関係が損なわれるおそれがあるとは言い切れず、条例第6条第1項第7号には該当しない、と考えることができる。

なお、同様の開示請求を受けて全てを開示した他の県と公正取引委員会との間で、問題が生じたとは認められない。

4 結論

以上の事実及び理由により、審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は別記のとおりである。

別 記

年 月 日	処 理 内 容
平成18年 6月 6日	実施機関から諮問を受けた。
平成18年 6月30日	実施機関から公文書一部開示決定に係る理由説明書を受理した。
平成18年 7月21日	異議申立人から意見書を受理した。
平成18年 8月10日 (第41回審査会)	事案の審議を行った。
平成18年 9月19日 (第42回審査会)	事案の審議を行った。
平成18年10月16日 (第43回審査会)	異議申立人側から意見を聴取した。 実施機関側から意見を聴取した。 事案の審議を行った。
平成18年12月11日 (第44回審査会)	事案の審議を行った。
平成18年12月22日 (第45回審査会)	事案の審議を行った。

山形県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
水 上 進	弁護士	会長
北 野 通 世	山形大学人文学部教授	会長職務代理者
伊 藤 三 之	弁護士	
岡 寄 邦 子	人権擁護委員	
鈴 木 多喜子	株式会社東雲観光グループ会長	